

依頼者と面談を行わずにする 弁護士業務の問題点

弁護士業務改革委員会副委員長 荒井 哲朗 (54 期)

1 近時、特に多重債務処理の分野において、依頼者と弁護士が一度も面談をせずに受任事務を行う例がしばしば見られるようになっている。弁護士広告においても弁護士との面談が不要であることを強調するものがある。

消費者関連事件、公害薬害関連事件、労働関連事件などでは、紛争解決の前提となる事実の多くが共通する集団訴訟が行われてきており、特に問題があるとは考えられないし、既に委任を受けている事件の当事者との人的関係などの個別の事情によっては、必ずしも面談をせずに受任し、場合によっては受任事務の終了まで面談を要しないこともあると考えられる。

現在問題が指摘されているのは、多重債務処理事件について、法律事務所に来所する必要がないと明示する広告を行い、原則的に面談をせずに事件処理を行うという態様である。

このような業務態様は、あえて遠方に所在する多重債務者の救済を東京の弁護士がしなければならぬという実情を欠く現在、地方単位会からの反発も強い。また、依頼者の本人確認が不十分となったり非弁行為の温床となる類型的危険がある上、事実関係の把握に大きな難点があり、弁護士による説明も極めて限られたものになるし、弁護士と依頼者との意思疎通も不十分なものとなるきらいがある。その結果、弁護士と依頼者との間の信頼関係が希薄なものとなって、事件処理の内容にも適切でない影響を及ぼすことがあるのではないかと考えられる。

2 日弁連広告規程の一部が改正され、通信手段により法律事務を受任する場合について広告をするときには、「受任する法律事務の表示及び範囲、報酬の種類、金額、算定方法及び支払時期、委任契約が委任事務の終了に至るまで解除ができる旨及び委任契約が途中で終了した場合の清算方法」を明示する必要があることになる(9条の2、施行日は平成21年4月1日)。

弁護士業務改革委員会広告調査部会では、本規定の適用に当たって、面談不要と明示してする弁護士広告について上記のような懸念を考慮する必要があるとの意見も出されている。

また、同部会においては、場合によっては法律事務所へ赴いて弁護士に面談する必要性が生ずることがあるのにその点に注意が喚起されない態様で面談が不要であることが強調されている広告は、日弁連広告規程で禁止されている広告(3条1号(事実と合致していない広告)、2号(誤導又は誤認のおそれのある広告)、3号(誇大又は過度な期待を抱かせる広告))に該る可能性が高いとの意見が出されている。

会員各位にご理解をいただきたく、併せてご紹介する。

なお、日弁連「弁護士の業務広告に関する規程」は日弁連ホームページ(<http://www.nichibenren.or.jp/>)に掲載されているので、他の条項も含め、ご確認いただきたい。